

〔續日本紀二十六〕天平神護元年十一月庚辰詔曰、今勅久今日方大新嘗乃猶良比乃豐明聞行日爾

在、然此遍能常利別仁在故方朕方佛能御弟子等天、〇天上菩薩能戒乎受賜天在此仁依天上都方

波三寶仁供奉、次方天社國社乃神等毛爲夜備利末都次方仁供奉留親王知多臣知多百官能人等、天下能人

民諸乎愍賜慈賜等念毛天奈還天復天下乎治賜略〇中復勅久神等乎方三寶余利離天不觸物會止人

能念天在、然經乎見禮末都佛能御法乎護利末都尊流末都諸乃神多知伊末志利故是以出家人毛白衣毛

相雜天供奉仁、豈障事波不在止念毛天奈本忌可如方不忌天此乃大嘗方聞行止宣御命乎諸聞食止

宣、

〔續日本後紀仁明〕嘉祥三年三月己丑、令大法師道詮等請戒、主上口受、永不殺生、

〔三代實錄清和〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、略〇中天安二年、略〇中十

二月皇太子履旌、明年天皇和清屈圓仁於内裏、受菩薩戒、

〔讀歧典侍日記〕上六月廿日二年〇嘉承の事どかし、内河〇堀は例ざまにもおぼしめされざりし御けし

き、どもすればうちふしがちにて、略〇中七月六日より御こち大事に重らせたまひぬれば、略〇中

参りて見れば殿や實〇忠大臣殿實〇雅など、院河〇白より戒うけさせ給ふべきなりと奏せさせ給う

けりとして、せんせい法印めすべきさたせられ、其御もうけどもせらるゝ程なりけり、略〇中今は法

印めし入よとてふたまなる誓など参らせて、戒のさたせさせたまふ、法印まゐらせ給ひぬれば、

みき丁ばかりへだて、御なほしとりてまゐれと仰らるれば取て参りたり、御手水まゐらすべ

ければ、おきあがらせ給ふべきやうなければ、紙をぬらして御手などのおはせ参らせなとす

程ぞかなしき、御かうぶりなと持てまゐりたれば、するかせぬかのほとにおし入て、御なほし引

かけて参らせたる、御ひもさゝむとおぼしめしたるなめり、ささんとせさせ給へと御手もはれ

にたればえさゝせ給はぬ、みる心ちぞ目もくれてはかゝゝまう見えぬ、かね打ならして事のお